

令和8年度

緊急消防援助隊設備整備費補助金事業

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(Ⅱ型)

仕様書

深川地区消防組合

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）仕様書

第1章 総 則

1 目的

この仕様書は、深川地区消防組合（以下「組合」という。）が令和8年度に整備する災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）（以下「消防車」という。）の仕様について定める。

2 適合法令等

仕様書によるもののほか、次に掲げる法令等に適合し、かつ緊急自動車として承認が得られるものとする。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (2) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- (3) 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）
- (4) 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年消防第49号）
- (5) 消防用車両の安全基準検討委員会が定める「消防用車両の安全基準について」
- (6) その他関係法令

3 概要

この消防車は、令和8年に製作されたダブルキャブ・オーバー型消防専用シャシを使用し、あらゆる災害の消防活動に適した構造及び機能を有する寒冷地仕様の消防車とする。
発注台数は1台とする。

4 製作について

- (1) 同等品以上可として定められているものは、組合が指定した期日までに、諸元・性能・価格・納入実績等の比較表を組合へ提出し諾否を仰ぐこと。
- (2) 本仕様書に記載のない等疑義が生じた場合又は仕様の変更が必要な場合は、組合とその都度速やかに協議し、承認の得たあと施工すること。
- (3) 本車両の製作にあたり、工業所有権その他法令等に抵触する問題が生じた場合は、受注者においてこれらの問題を解決し、かかる費用は受注者が負担すること。
- (4) シャシメーカーと緊密な連絡を保ち、納車までは連帯し責任を負うものとする。
- (5) 車体は、常時登録された車両総重量の状態において十分耐え得るものであること。また、車体の艤装材料は、JIS（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）G3101（一般構造用圧延鋼材）又はこれと同等以上の強度及び耐久性を有するものを使用していること。
- (6) 車体の総体的な重量軽減を図り、車体重量、前後左右の荷重バランス、転倒角度等を十分考慮して製作すること。
- (7) 車両全般にわたり防水、防食及び防錆措置を十分に行うこと。
- (8) 使用及び取り扱い上の安全性、操作性に十分配慮したものであること。

- (9) 清掃、点検、調整、修理等が容易に行えるものとする。
- (10) 装備品は機能的かつバランスよく配備すること。
- (11) 洗浄ができ、残水等の生じない構造とすることかつ維持管理が経済的に行えるものとする。

第2章 シャシ

艀装については、次によるものとする。

1 寸法・重量・定員

- (1) 全 長 6, 970mm以下
- (2) 全 幅 2, 360mm以下
- (3) 全 高 2, 750mm以下
- (4) 総重量 12t以下
- (5) 乗車定員 6人

2 シャシ・エンジン等

- (1) 年 式 令和8年製
- (2) シャシ型式 消防専用シャシ
- (3) 形 状 ダブルキャブ・オーバー型、4枚ドア付
- (4) ホイルベース 3, 790mm以上
- (5) 操 向 装 置 パワーステアリング装置付
- (6) 駆 動 装 置 フルタイム式4輪駆動
- (7) 制 動 装 置 倍力装置及びABS装置付
- (8) エンジン型式 消防自動車適用ディーゼルエンジン
- (9) 出 力 210PS以上
- (10) トランスミッション M/T
- (11) キャブチルト 電動・油圧式
- (12) オルタネータ 100A以上
- (13) 燃料タンク 100ℓ以上（最大限可能な容量とする。）
- (14) 車両用バッテリー 24V-100Ah以上・カバー付（車両消費電流を補えること）
- (15) 積 載 水 2, 000ℓ以上

3 付属取付装置

別表1のとおりとする。

第3章 艀装、材料及び装置

1 艀装上の留意事項等

- (1) 艀装は、堅ろうで耐久性に優れ、長期の仕様に十分耐えられる構造とし、全般にわたり防食、防水性及び耐水性を十分考慮すること。
- (2) ポンプの艀装材料は、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）の規定に適合するものであること。
- (3) ホース結合用ネジ部の艀装材料は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）の規定に適合するものであること。
- (4) 艀装材料の厚さは次によるものとし、フロアステップ、バンパ上部、その他必要とする部分は、しま鋼板とすること。

ア 側板	2. 0 mm以上
イ サイドエプロン	1. 2 mm以上
ウ フェンダー	1. 0 mm以上
- (5) 艀装に使用する部材（手摺保護枠等、ビス、ナット類）は、車両の走行に支障のない限りステンレス製品を使用すること。また、艀装に際して不必要な穴等を開けた場合は、溶接穴埋め後パテ仕上げし、塗装工程に入ること。車体の骨組みや板材の切断端末は、危険防止のため面取りを施し、飛び出したボルト類は短くするなどの工作を行うこと。
- (6) 各装置及び取付品等の周囲には点検整備及び修理に必要なスペースを確保するとともに、必要により点検口又は点検扉を設けること。
- (7) はしご及びステップ等は、昇降が容易な構造とすること。
- (8) 燃料給油口は、給油が容易な位置に設けること。
- (9) ステップ、はしご、手摺等を取付ける部分には、十分な補強を施すこと。
- (10) スイッチ類には、全て銘板を付すこと。
- (11) エンジンキー及びボックス等の施錠の鍵については、全て一種3組とする。

2 キャブ

- (1) 消防章を車両前面中央部に取付けること。（取付詳細位置は別途協議。）
- (2) 後部座席に、空気呼吸器（組合指定のもの）4基を取り付ける積載装置を設け、面体フックを取り付けること。
- (3) 堅ろうな天蓋及びドアを有し、内部は十分な緩衝材で保護すること。
- (4) 乗降に必要な手摺を設けること。
- (5) 各ドアに反射材（50 mm幅程度）を貼り付け、ドアの開放状態が視認できるようにすること。
- (6) 各ドアにサイドバイザーを取り付けること。
- (7) フロントウィンドウ上部にアシストグリップを取り付けること。
- (8) 後部座席前方にステンレス製の手摺棒（可動式フック8個付）を設けること。

- (9) オイルパンヒーターコンセント（キャップ付）を取り付けること。
- (10) 運転席と助手席の間にA 3サイズの地図入れボックス（蓋なし）を設け、ポータブルライト、携帯拡声器を収納できる構造とし地図入れボックス後部に積載できる構造とすること。また、地図入れボックスに携帯無線機等収納用小型収納庫を取り付け、助手席側にA 3サイズの画板を収納できる構造とすること。

3 車体部

各種資機材の収納方法、収納庫位置等については、次のとおりとする。

(1) 収納方法

- ア 重量バランス、収納効率、軽量化対策等を考慮すること。
- イ 資機材は、ローラー・移動ローラー・引出しレール等を用い、容易に車外へ引き出せる構造とすること。
- ウ 資機材及び器具等の収納に必要な収納ボックス、収納棚を設けること。収納ボックスには取手を設け、取出し・搬送が容易にできる構造とすること。
- エ 資機材の固定は、現物に見合った固定装置を取付けるが、ラッシングベルト等を使用し、容易に脱着できる構造とすること。
- オ 収納資器材の飛び出し防止加工をすること。
- カ 樹脂製スノコ、クッションゴム等を敷き、機材の保護を図ること。

(2) 各収納庫

収納庫位置等については、次のとおりとする。

- ア 外部から浸水等がしない構造とする。
- イ 水が貯留しないような構造とする。
- ウ ポンプ室
 - (ア) 各配管及び電装品の配線は、メンテナンスが容易に実施できる広さを確保するため、できるだけ隅に取りまとめて配置すること。
 - (イ) ポンプ室前部、上部及び両側板にできるだけ大きな点検口を設け、必要に応じて手摺りを設けること。なお、前部に設ける点検口は、取外し可能な構造で、緩みのない強固な締結方法とし、制震性を持たせること。
 - (ウ) 側板は、各コックを覆う密閉型とし、補修に必要な箇所の取外しが容易に可能なこと。
 - (エ) ポンプ室両側操作部付近に、消火栓レンチ及び吸管レンチを各1本取り付けること。
 - (オ) ポンプ室両側にダブルスイベルエルボを介して吸水管を取り付けること。
- エ ポンプ室下部収納庫
 - ポンプ室下部に、収納庫を設けること。詳細は別途協議する。
- オ 荷室上部資機材収納庫
 - アルミ縞板製の収納庫を1個以上設け、開閉扉は確実にロックできる構造とすること。

カ 側面収納棚

- (ア) 車体両側面に資機材収納棚を設けること。なお、水槽由来の結露を防ぐため断熱構造とするなどの措置を講じ、機能的かつ体裁よく資機材を収納可能なこと。
- (イ) 車体左側後部及び右側後部には、組合が指定する資機材等を格納できる空間を設けること。また、内部に仕切りを、移動可能な棚を4段程度設け、落下防止の措置を講じること。積載する資機材等については別途協議する。
- (ウ) 車体両側面中央部の棚は2段とし、上部にはボックス等を積載し、下段には折りたたみホースを4本以上又は2重巻き消防用ホースを積載可能な構造とすること。詳細は別途協議とする。
- (エ) 各資機材収納棚には、積載資機材の固定及び脱着が容易な固定装置（固定金具、マジックバンド式ベルト等）を設けること。また、長期的な使用を考慮し、固定装置の移動、交換が可能な方法とすること。詳細は別途協議する。
- (オ) 各資機材収納棚に、取外し可能な合成樹脂製のこ板を設けること。また、内径15mm程度の排水口を設け、最下段の穴にパイプを接続し、車体下方まで延長すること。

キ 後部収納庫

- (ア) 車体後部シャッター内に組合が指定する資機材等を格納できる空間、棚を設け、最下段には引出しレールを設けること。積載する資機材等については別途協議する。
- (イ) 空気ボンベ6本を収納可能なワンタッチ固定装置付きの棚を設けること。

ク 扉等の構造

(ア) 各資機材収納棚の扉

- a ポンプ室下部収納庫及び側面収納棚下部は、ステップ兼用下開き展開式扉とし、チェーンレス構造とすること。なお、ステップ部分にアルミ縞板等を取り付ける場合は、板の端面を面取りし、引っ掛かりのない仕上げとし、滑り止め塗装を施したうえ全周にコーキングを施すこと。
- b ドアロックを扉の中央に設け、落下防止のため落とし錠を取り付けること。
- c 展開式扉の周囲に黄色反射テープを貼り付けること。

(イ) 各資機材収納棚のシャッター

シャッターは、前記（ア）以外の開口部に取り付けるものとし、構造は次のとおりとする。

- a 耐久性及び防水性を有したアルミ合金製ローラー方式とし、開閉時に任意の場所において停止できる機能を有すること。
- b 開閉ハンドルは、バーハンドル型ロック装置付きとし、開閉が容易であること。
- c シャッター下部は、ステンレス板張り等とし、雪氷が堆積しない構造とすること。

4 ポンプ装置

- (1) ポンプ性能は、検定規格A-2級以上の能力を有するもので、真空ポンプは無給油式で凍結防止対策をとること。

- (2) ポンプ装置及び付属装置は、点検整備・分解修理が容易であること。また、振動等による緩み、脱落を防ぐため、確実に取り付けること。
- (3) 装置の駆動は、P T Oの回転出力軸を介して行うこと。
- (4) ポンプ室両側の側板に圧力計、連成計、スロットル、真空ポンプ作動・停止スイッチ、各ボールロックの開閉状況、多目的液晶ディスプレイパネル及びパネルスイッチが一体となったポンプ操作装置を設けること。
- (5) 圧力計及び連成計は、電子式とし、振動等でも針振れがない構造とすること。
- (6) ポンプスロットルは、電子式スロットルとすること。
- (7) ポンプ室両側の側板に流量計を各吐出口ごとに設けること。
- (8) ポンプ室両側の側板に積算流量計を各1個設けること。
- (9) ポンプ室右側に、非常時における真空ポンプ及びスロットル操作が可能な別回路の手動操作装置を設けること。
- (10) 機関員の誤操作防止のため、P T O及びポンプ操作盤メインスイッチを作動させない限り、ポンプスロットルが操作出来ないようにすること。
- (11) ポンプ本体はアルミ製とし、ポンプグランド部は、潤滑液不要なメカニカルシール方式とすること。ただし、インペラーについては砂利等の混入にも対応できるよう強度、腐食性を考慮し、青銅铸件とする。
- (12) ポンプ本体の排水（ドレン）装置は、次によることとする。
 - ア P T O操作に連動させること。なお、ドレン装置が電磁弁等を用いた制御による場合は、非常時に工具等を用いることなく外部から容易に開閉操作可能な機構とすること。
 - イ ポンプ本体、配管、バルブ等の冬期使用時の凍結を防ぐため、熱線、温風等を用いた破損防止策を十分に施すこと。
- (13) 自動調圧設定機能を設けること。
- (14) 不凍液注入装置を設けること。
- (15) 自衛噴霧装置を設けること。

5 配管関係

- (1) 配管系統は、吸水配管、吐水配管、冷却用配管、残水排除用配管、エゼクタ配管及び計器配管から構成されるものとする。
- (2) 各配管は、車両の振動、ねじれ、ポンプ圧力によるたわみ等の影響を考慮して緩衝装置を取り付け、凍結防止措置をとること。
- (3) 揚水性能向上、摩擦損失、エアポケット等が生じることのないように真空ポンプの吸水側配管接続口は複数箇所とし、ポンプ・真空ポンプの間にはエアチャンバ・エアフィルタを備えるなどして、揚水性能の安定性向上に努めるとともに、点検及び修理を効率的に行うことが可能なものとする。
- (4) ポンプ室両側の側板にボールロック付き75mm（ストレーナ付き）の吸水口を各1個設け、各

吸水口には75mmの自在式ダブルスイベルエルボを取り付けること。

- (5) ポンプ室両側の側板にボールコック付き65mmの放水口を各2個設けること。
- (6) ポンプ室両側の側板にボールコック付き65mmの中継口を各1個設けること。
- (7) 各ボールコックには残水排除用配管を設けるものとし、用途ごとにホース及びバルブを色分けすること。また、車体下部までホースを延長して車外へ確実に排水を行うとともに、ドレン名称を明記すること。なお、残水排除用配管は、異物による閉塞を防ぐため内径を8mm以上とする。
- (8) 各操作部（排水用バルブ等）には、銘板を貼付すること。

6 水槽部

- (1) 水槽の艀装材料は、次による厚さの鋼材（JIS G3101）又はこれと同等以上の強度を有するものであること。
 - ア 側板 4.0mm以上
 - イ 底部 6.0mm以上
 - ウ 上部 4.5mm以上。ただし、上部を通路とするものにあつては縞鋼板であること。
- (2) 水槽は、振動、衝撃等により損傷、緩み等が生じないように車台に固定して設けられ、水圧に対して変形及び水漏れのない構造とし、水槽内面は適当と認められる防食加工を施し、水槽内部には有効な防波板を設けてあること。
- (3) 水槽内部は清掃及びメンテナンス等に便利な構造とすること。
- (4) 水槽にはオーバーフローパイプ、補給口及び水量計が設けてあること。また、水槽上部にマンホールを設け、メンテナンスが容易に行える構造とすること。
- (5) 水槽からポンプに逆流しない構造であること。
- (6) 水槽は、ポンプによる自己補給が可能であり、ポンプへの補給口及び排水口が設けられ、配管には緩衝装置を施していること。
- (7) 水槽はバルブ等により内部の水を速やかに排水できる構造とし、排水操作のハンドルは容易に操作できる位置に取り付けること。
- (8) 水タンクヒーターを設けること。

7 電装

取付位置詳細については、別途協議すること。

- (1) キャブ上部に赤色警光灯、標識灯、スピーカーを設けること。
- (2) 標識灯は前照灯（スモール）と連動させ、上部赤色警光灯のセンター部に組み込むこと。
- (3) ボンネット左右に赤色点滅灯を前方2個取り付けること。
- (4) 赤色点滅灯を車体側方上部（あおり部分）に各3灯及び後方に2灯取り付けること。
- (5) 照明灯を荷室後部に2灯取り付け、近傍にスイッチを設けること。
- (6) 後輪付近に路肩灯を設け、前照灯（スモール）連動とすること。
- (7) 車両後方に角形車幅灯を設け、前照灯（スモール）連動とすること。
- (8) 各種電装品の電源は、メインキー連動とすること。

- (9) キャビン内天井にLED照明灯（ドア開閉連動）、助手席にマップランプ（直近のスイッチで操作）を設けること。
- (10) ドア開放の際に点灯するステップランプを取付けること。
- (11) 各収納庫内にLED式照明を設け、キャビン内外で電源操作ができること。
- (12) キャブ内にヒューズボックスを配置すること。
- (13) 車体取付品の灯火類は、必要に応じて保護枠を取付けること。
- (14) 電子サイレンアンプ、無線機、各種スイッチ類等はキャブ内に設け、10連スイッチ(SBV100)等を使用し操作性に優れた配置とすること。
- (15) 電子サイレンにイェルプ機能を付け、助手席側から操作しやすい位置にスイッチを設けること。
- (16) 後退警報器は電子サイレンを利用し、後退、左右とすること。
- (17) メインスイッチ付近は、ドア開閉連動で照明できるようにすること。
- (18) 各配線は確実にを行い、断線しないように考慮して配線すること。

第4章 塗装・文字入力

1 塗装

- (1) 外部は、完全な防錆加工を施し、朱色ウレタン塗装にて3回以上吹き付けし、十分乾燥後磨きだし仕上げを行い、納車後変色することがないようにすること。
- (2) 各シャッターに車体と同色の塗装を施すこと。
- (3) 各ステップ部は、銀色塗装とすること。ただし、アルミ製の部分は除く。
- (4) タイヤホイールには塗装しないこと。
- (5) 車両下回りは黒色塗装とし、特に防錆を考慮した処理を施すこと。
- (6) 上記以外その他の部分の塗装は、組合と打ち合わせをすること。

2 文字入力等

(1) 文字入力

記入文字について、種類、部位及び記入文字等は別途協議する。

(2) 再帰性反射材

左右側面及び後面に貼りつけるものとし、位置、色、大きさ等は別途協議する。

第5章 無線

1 無線装置

支給品の消防救急デジタル車載型無線設備を搭載するため、組合が別に契約した無線設備業者が取り付けを実施することとし、受注者は組合の指示のもと当該無線設備業者と連携して作業を行うこと。無線機本体、キャビン内送受話器、アンテナ、アンテナ基台及びアンテナケーブルは組合から支給する。

2 艤装

- (1) デジタル無線用アンテナ、アンテナケーブル及び車外無線スピーカー（左右各1個）の敷設取り付け等は無線設備業者が行うこと。
- (2) アンテナ取り付け部には、利得を上げるための措置を行うこと。
- (3) アンテナケーブル等を車内に引き込む部分から雨水等の浸入が無いよう十分な措置を施すこと。
- (4) メインスイッチに連動して無線装置に電源供給出来るようにすること。

第6章 契約、承認図書等

1 契約

契約後における一切の疑義は、全て組合の解釈に従うものとする。なお、質疑応答事項は、本仕様書の追補とする。

2 承認図書

契約後、次に掲げる承認申請図書を各2部（A4ファイル製本）作成、組合に提出し承認を得て製作に着手すること。製作にあたり、本仕様書及び承認図において変更あるいは本仕様書に記載のない等不明な点が生じたときは直ちに組合に連絡のうえ、その指示を受ける図書等を提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 車両の主要諸元書
- (2) シャシ組立図
- (3) 全般艤装図（艤装五面図を含む）
- (4) 製作工程表（中間検査及び完成検査予定日を記入すること。）
- (5) 車体組枠図（補強材料及び組枠寸法図）
- (6) 電気系統配線図
- (7) 資機材収納庫等の製作図、取付け図及び消防用資機材等配置図
- (8) 車体寸法図
- (9) その他組合が指示するもの。

第7章 検査

1 検査内容

- (1) 組合に提出した製作行程表に基づき、検査ができる状態で日程を組むこと。
- (2) 検査依頼は、実施予定日の概ね20日前までに書類で提出すること。
- (3) 検査にあたっては、営業及び設計担当者が必ず立ち会うこと。

2 検査項目

(1) 中間検査

艤装工程中、受注製作工場にて中間検査を実施する。ただし、道外での検査をする場合

は写真検査でも可能とする。現地検査をしなければならない場合は、その費用を受注者が負担するものとする。

(2) 完成検査

本仕様書・承認図に基づき、次の検査を実施する。

- ア 艤装全体の検査
- イ 付属品数及び機能検査
- ウ 各装備品及び消防用資機材の検査
- エ 車両重量実測検査

(3) 上記以外に発注者又は受注者がそれぞれ必要と認めるときは、特別検査を実施できるものとする。ただし、実施にあたっては事前に相互連絡を取り合うものとする。

(4) 検査不合格の場合には、次のとおりとする。

- ア 不具合等の内容及び改善対策事項を記載した書類を速やかに提出すること。
- イ 不具合の内容及び改善対策事項を2週間以内に実施すること。
- ウ 前記アで提出された書類内の対策事項については、組合が改善対策事項と承認した後再検査を受けること。

(5) その他

- ア 前記の検査を通じ、振動、音響及び発熱等の異常を認めた箇所については、直ちに修復のうえ再検査を受けなければならない。
- イ 納入に至るまでの検査、故障及び修理に要した費用の一切は受注者の負担とする。

第8章 納車

1 納車

車両の完成に際して、次の事項に係る手続等は受注者が代行し、検査等を伴うものにあつては合格後に納車すること。また、それらに係る経費は受注者が負担するものとする。

- (1) 運輸支局の車体検査登録に関すること。
- (2) 公安委員会の緊急自動車等の指定申請（届出）に関すること。

2 車両登録番号

完成車のナンバー指定については、別途協議すること。

3 諸費用

車両の新規登録に係る重量税、自動車損害賠償責任保険料及びリサイクル料については、組合の負担とする。

4 納車場所、期限

- (1) 納車場所 深川地区消防組合深川消防署
- (2) 納車期限 令和 9年 3月31日

5 納車時提出書類（A4ファイルに製本）

- (1) 完成図
- (2) 改造自動車等主要諸元（シャシ、エンジン） パーツリスト
- (3) 改造自動車計算書（運輸支局提出書類の複製）
 - ア 艀装重量、車両重量及び車両総重量の加重分布計算書
 - イ 最大安定傾斜角度計算書
- (4) 緊急自動車届出受付済証明書又は同届出確認書
- (5) ポンプ性能に関する各種証書、関係書類
- (6) 資機材、装備、取付け品取扱説明書及び取扱注意事項書
- (7) 電気配線図（ヒューズ及び配線を実際の位置に表示すること。）
- (8) ヒューズ、灯火球の数量及び容量一覧表
- (9) 注油箇所説明書
- (10) 工程、完成写真（各製作工程写真、新規登録後5方向（前後、左右、上部）
- (11) 保証書及び整備書
- (12) 各主要部品一覧表（品名・型式・数量・製造会社名・代理店名・所在地・電話番号・カタログ等）
- (13) 自動車検査証
- (14) 自動車損害賠償責任保険証明書
- (15) 納品書
- (16) その他組合が指示するもの。

6 取扱説明

受注者は車両納入後、専門技術員を派遣して組合の指定により各装置、車両及び特殊資機材の取扱い説明及び車両等の点検整備かつ使用方法の説明を行うものとする。（詳細は別途協議。）

第9章 保証

保証期間は、納入検査合格の日から2年間（ただし、各部品メーカーの公表する保証期間と異なる場合は、期間の長い方とする。）とする。また、保証期間後とはいえども、設計、材料及び艀装の不良等に起因する不具合、故障、破損等が生じた場合には、受注者の負担において速やかに部品交換又は修理を行うものとする。

別表 1

1 (取付品及び取付装置)

品名		数量	備考
ポンプ圧力計		1 式	左右各 1 ポンプ操作装置内蔵
ポンプ連成計		1 式	
エンジン回転計		1 個	シャシに含む
エンジン油温計		1 個	シャシに含む
赤色警光灯		1 式	TSK-D151
電子サイレンアンプ		1 式	大阪サイレン社製 TSK-D152 (左折・バック・広報)
照明灯		2 灯	フラッシュボーイ SPQ28
後部警報器		1 式	電子サイレンアンプに含む。
標識灯		1 式	LED灯 キャビン上部中央の赤色警光灯に組み込み。
赤色 点滅 灯一 式	前面	2 個	大阪サイレン社製
	側面	6 個	大阪サイレン社製
	後部	2 個	大阪サイレン社製

2 (備えなければならない付属品)

品名	数量	備考
吸管	2 本	ライフレックス L F R S 75 mm×10m 以上
吸口ストレーナー	2 個	吸管用 75 mm
吸管ストレーナー	2 個	プラスチック製(75 mm)
吸管ちりよけかご	2 個	
吸管まくら木	2 個	
吸管ロープ	2 本	
消火栓金具	1 個	
消火栓開閉金具	1 個	
吸管スパナ	2 本	
中継用媒介金具	2 個	
管そう	2 本	
可変ノズル	4 本	
クアドラフォグノズル	2 本	

放口媒介金具	4 個	マルチコネクター
とび口	6 本	グラスファイバー
金てこ	1 丁	
剣先スコップ	1 本	
3 連梯子	1 式	鋼管製 KHFL-ライト 87
鍵付き梯子	1 式	アルミ
車輪止め	1 式	
消火器	1 本	ABC 粉末 6 kg
ポンプ工具	1 式	
ホース 65 mm	30 本	アラミド繊維 不意離脱防止金具付き
ホース 50 mm	5 本	アラミド繊維 不意離脱防止金具付き

3 (軽微な変更として備える取付品及び取付装置)

品 名	数量	備 考
GPS ナビゲーションシステム	1 式	チューナーレス
電動サイレン	1 式	
真空計	1 式	連成計兼用
ポンプ回転計	1 式	艀装に含む
流量計	1 式	艀装に含む
積算流量計	1 式	艀装に含む
キャブチルト装置	1 式	シャシに含む 電動油圧式
オイルパンヒーター	1 式	シャシに含む
ポンプアンダーカバー	1 式	
不凍液注入装置	1 式	
スパイクタイヤ	6 本	ホイール付き
作業灯	8 個	左右各 3 個後部 2 個 M6ZC
車外無線送話器取出口	1 式	送話器付 (左右)
バックアイカメラ	1 式	
ドライブレコーダー	1 式	
路肩灯取付	1 式	

4 (特別仕様)

品名	数量	備考
LEDヘッドランプ	1式	
フォグランプ	1式	
サンバイザー	1式	運転席、助手席
サイドバイザー	1式	アクリル製
エアコン	1式	
フロアマット	1式	ゴム製
シートカバー	1式	
車輪マットガード	1式	全輪
スノーマット	1式	ゴム製
スペアタイヤ (ホイ付)	1本	夏タイヤ
スノーブレード	1式	
消防章取付	1式	
文字記入	1式	
訓練旗立て	1式	
携行缶	1個	ガソリン用 10L
とび口積載部	1式	
携帯拡声器	1式	ノボル電気 TD-503R
ポンプ室燃焼ヒーター	1式	
手動梯子昇降装置	1式	手動ダンパー昇降装置
移動式照明装置	1式	ノマド 360、発電機 Eu9i、コードリール 30m
インバーター900W	1式	100V コンセント取付
無線内部スピーカー	1式	
無線外部スピーカー	1式	
空気呼吸器	4基	A1-12 CX 面体付き
空気ポンベ	4本	730CIIIAG
エンジンカッター	1式	支給品
チェンソー	1式	支給品
予備ポンベ積載装置	1式	
車輪止め積載装置	1式	
昇降用梯子取付	1式	
ハリガンアックスセット	1式	